

平成20年6月26日

各市町村（広域連合）介護保険担当課 御中

愛知県健康福祉部高齢福祉課

介護保険における福祉用具貸与の種目について

このことについて、県内の保険者から下記の品目が対象となるか照会があり、厚生労働省老健局振興課に確認したところ、下記のとおり回答がありましたので、事務の参考にしてください。

なお、福祉用具貸与の種目については、現在見直しが行われているところであり、今後取り扱いが変更となる可能性があることを申し添えます。

おって、本事務連絡により平成15年12月11日付け事務連絡は廃止します。

記

1 階段移動用リフト（製品名：C-MAX等）について

当該品目は、複合的機能を有すると認められる。複合的機能を有する福祉用具については、平成12年1月31日付け老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取り扱いについて」第一3により取り扱いが示されており、同 により「福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。」とされている。

したがって、当該品目には福祉用具貸与の種目に該当しない機能が含まれると考えられるため、保険給付の対象外である。

2 車いす用階段昇降ユニット（製品名：S-MAX等）について

車いす付属品については、上記通知第一1(2)により「利用することにより、当該車いすの利用効果の増進に資するもの」に限られている。具体的な内容については、通知で示されているのは例示であるため、個別に判断する必要がある。

当該品目を使用することにより、車いすの利用効果は増進すると考えられることから、当該品目は車いす付属品として排除できないと認められるため、保険給付の対象となりうる。

（参考）

C-MAX、S-MAX及び類似品に関するホームページ

<http://welfare.nabtesco.com/kd.htm> （C-MAX、S-MAX）

<http://www.alber.jp/alber/scalamobil/> （スカラモバイル）

http://www.sunwa-jp.co.jp/products/products_01.htm （ステアエイド、ステアチェア）

担当 介護保険企画・審査グループ

電話 052-954-6288(ダイヤルイン)